

令和4年6月21日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝							
副	町	長	庄	田	義	則					
教	育	長	間	嶋	正	剛					
参		与	新	田	辰	巳					
総	務	課	長	山	下	光	雄				
富	来	支	所	長	関	田	勝	行			
企	画	財	政	課	長	村	井	直			
デ	ジ	タ	ル	情	報	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	中	田	龍	一				
住	民	課	長	西		清	孝				
子	育	て	支	援	課	長	平	野	雅	巳	
健	康	福	祉	課	長	宮	下	隆			

環境安全課長	吉村 満
商工観光課長	福田 秀勝
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	山内 勉
富来病院事務長	藤井 専
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課長	荒川 仁
生涯学習課長	大畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	向井 徹
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 承認第2号ないし第12号、議案第30号及び第31号並びに
請願第1号(委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 委員会追加提出 発委第2号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

追加日程第2 委員会追加提出 発委第3号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第3 町長追加提出 諮問第1号ないし第5号(提案理由説明、即決)

日程第4 議員提出 発議第2号及び第3号(趣旨説明、質疑、委員会付託、
討論、採決)

日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

南正紀議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

南正紀議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

**日程第2 町長提出 承認第2号ないし第12号、議案第30号及び第31号並びに請願第1号
(委員長報告、質疑、討論、採決)**

南正紀議長 次に、町長提出 承認第2号ないし第12号、議案第30号及び第31号並びに請願第1号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

南正紀議長 総務産業建設常任委員会委員長 南政夫君。

南政夫総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された専決処分の承認4件及び議案1件について、6月15日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

承認第9号から第12号の専決処分の承認は、各種の税条例の一部を改正する条例であり、今回の4つの条例改正はいずれも地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、それぞれ採択の結果、いずれも全会一致で承認すべきものと決しました。

委員から、本社機能を本町へ移転した際の課税の特例について、対象を拡充するように求める意見や町独自の助成制度等についての質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

次に議案第31号志賀町議会議員及び志賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙公営単価の限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 教育民生常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託された請願1件について、去る6月16日に委員会を開催し、町執行部及び関係者の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

請願第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願につきましても、紹介議員から趣旨説明と参考人として、教員である石川県教職員組合の担当者を召致し、学校と教員の現状報告を受けております。

その中で、全ての児童・生徒に目配り・気配りなどきめ細やか対応をするには、ぜひとも少人数学級の実現と、教職員定数の増員が必要であると力説されました。

質疑の中で、教員への環境改善を志賀町教育委員会から石川県教育委員会へ求める意見などもあり、審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した次第であります。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 予算決算常任委員会委員長 寺井強君。

寺井強予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和3年度各会計の補正予算にかかる専決処分の承認7件及び令和4年度一般会計の補正予算にかかる議案1件を、去る17日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

本委員会につきましても、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については、省略いたしますが、審査にあたっては、住民福祉の観点のもとより、住民ニーズを的確に反映しているか、限られた財源が効率よく配分されているかなど、事業の必要性や効率性に主眼を置き、審査したところであります。

その結果、全ての案件については、全会一致をもって可決又は承認すべきものと決した次第であります。

なお、町執行部におかれましては、本委員会の審査において、各委員から出された意見、要望等を十分に踏まえ、町民の負託にこたえられるよう、なお一層、無駄の排除、経費の節減に努めながら、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

南正紀議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南正紀議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので討論なしと認めます。

(採 決)

南正紀議長 これより、採決します。

まず、町長提出 承認第2号 専決処分の承認について（令和3年度志賀町一般会計補正予算（第9号））を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 承認第3号 専決処分の承認について（令和3年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））ないし承認第8号 専決処分の承認について（令和3年度志賀町下水道事業会計補正予算（第3号））を、一括して

採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。よって、各件は、委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 承認第9号 専決処分の承認について(志賀町税条例等の一部を改正する条例) ないし承認第12号 専決処分の承認について(志賀町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例)を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 議案第30号 令和4年度志賀町一般会計補正予算(第1号)についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第31号 志賀町議会議員及び志賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

請願第1号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める請願
についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本請願は、採択と決しました。

田中正文教育民生常任委員会委員長 議長。

南正紀議長 田中正文君が発言を求めていますので、これを許可します。

10番 田中正文君。

田中正文教育民生常任委員会委員長 先ほどの請願第1号の採択に伴い、この際、委員会提出議案を提出させていただきます。

南正紀議長 ただ今、教育民生常任委員会委員長 田中正文君から、委員会提出 発委第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書についての提出がありました。

お諮りします。

ただ今、提出のありました委員会提出 発委第2号を、日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(追加日程第1、発委第2号 趣旨説明、質疑、討論、採決)

南正紀議長 発委第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出を求める意見書についてを、議題とします。

議案を配付してください。

(事務局が議案を配付)

南正紀議長 本案の提出者から、説明を求めます。

教育民生常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、教育民生常任委員会委員長の田中でございます。

発委第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

2021年の法改正により、小学校の学級編制基準が段階的に35人に引き下げられました。今後は中学校・高等学校でも早期実施が必要で、さらに最近のギガスクール対応にするなど、きめ細かな教育をするためには、さらに30人学級への引き下げの実現が必要であります。

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子ども達のゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっており、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠となっております。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国に対して本意見書を提出するように求めるものであります。

議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、本案の趣旨説明といたします。

南正紀議長 説明を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南正紀議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南正紀議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13 名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

富澤軒康議会運営委員会委員長 議長。

南正紀議長 富澤軒康君が発言を求めていますので、これを許可します。

11 番 富澤軒康君。

富澤軒康議会運営委員会委員長 それでは議会運営委員会より議案を提出いたしますので、議長、よろしくお願いいたします。

南正紀議長 ただ今、議会運営委員会委員長 富澤軒康君から、委員会提出 発委第 3 号 志賀町委員会条例の一部を改正する条例についての提出がありました。

お諮りします。

ただ今、提出のありました委員会提出 発委第 3 号を、日程に追加し、追加日程第 2 として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(追加日程第2、発委第3号 趣旨説明、質疑、討論、採決)

南正紀議長 発委第3号 志賀町委員会条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。

南正紀議長 議案を配付してください。

(事務局が議案を配付)

南正紀議長 本案の提出者から、説明を求めます。

議会運営委員会委員長 富澤軒康君。

富澤軒康議会運営委員会委員長 はい。

発委第3号 志賀町委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を行います。

この条例改正は、今なお収束するに至っていない新型コロナウイルス感染症やその他重大な感染のまん延の可能性、あるいは大規模な災害や事故などが発生した場合のみならず、その発生が予見される場合や発生後も長期に渡り影響がある場合などで委員会開催が出来ない緊急事態となった場合に、オンラインで委員会を開催できるように条例を改正し、万一の緊急時に備えておくものであります。

よって今回の改正は委員会開会の特例として委員会の開催場所への参集が困難という特例的・緊急避難的な要件のもと、必要最低限の改正として、委員会条例のみを改正するものであります。

議員各位におかれましては、緊急時における重要な案件とのご理解のもと、趣旨を理解されて、ご賛同をよろしくお願い申し上げまして趣旨説明にかえさせていただきます。お願いいたします。

南正紀議長 説明を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南正紀議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

南正紀議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は議会議案、発委第3号 志賀町委員会条例の一部を改正する条例について
について反対の立場から討論を行います。

この条例改正はオンライン活用で委員会の開会を認めるというものです。私たち議員の本分は一堂に会し、住民を代表して討論を経て意見を統合し本町の意思を決定する、もちろん決定の際は定足数の原則を守り、表決は互いにはっきりとわかるようにすることだと思っています。そうしますと議員は議場にいることとなりますので、今まで通りのさまざまな対策での開催でよいのではないかと思います。

またオンライン活用問題は本町だけで拙速な判断をせず、基本的には地方自治法での定義の議論が優先されるとの立場から反対とさせていただき討論といたします。

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

南正紀議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

(日程第3 町長追加提出 諮問第1号ないし第5号 提案理由説明・即決)

南正紀議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、諮問 第1号ないし第5号を、一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 去る6月7日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた、人事案件にかかる諮問5件について、その概要をご説明申し上げます。

諮問第1号から諮問第5号については、いずれも本年9月30日をもって、任期が満了となる人権擁護委員について、再推薦又は新たに推薦するにあたり、それぞれ議会の意見を求めるものであります。

諮問第1号については、福浦港の直宮和江氏を、諮問第2号については、上棚の徳山武志氏を、諮問第3号については、火打谷の福本英夫氏を、諮問第4号については、赤住の岡崎昌子氏を再推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

諮問第5号については、鹿頭の藤懸了世氏に代わり、西海風戸の橋本一幸氏を新たに推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

南正紀議長 説明を終わります。

各件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者の推薦にあたり、議会に意見を求めるものであります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦にあたり、志賀町福浦港の直宮和江氏、志賀町上棚の徳山武志氏、志賀町火打谷の福本英夫氏、志賀町赤住の岡崎昌子氏、志賀町西海風戸の橋本一幸氏、をそれぞれ適任として答申することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、適任として答申することに決しました。

(日程第4、発議第2号及び第3号 趣旨説明・質疑・委員会付託・討論 採決)

南正紀議長 次に、本日、林一夫君ほか2名から提出のありました発議第2号を、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

13番 林一夫君。

林一夫議員 議長。

13番 林一夫です。

発議第2号 緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたり、我々の日常生活や社会経済活動に大きな被害をもたらしています。特に、中小企業や小規模事業者の経営等に深刻な影響を及ぼすとともに、医療従事者や病床の不足によって医療崩壊の危機に直面するなど、これまで想定されなかった事態も発生しました。

また、近年は自然災害が激甚化・頻発化している状況であることから国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにあります。未知の感染症は全国的に多大な影響を及ぼしました。また、巨大地震や豪雨災害といった自然災害に至っては、どこの自治体も被災地となり得る状況となっております。

よって、国におかれては、緊急事態に対応できる国づくりに向け、国会において建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的な議論を喚起するよう、強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国に対して本意見書を提出するよう要望するものであります。

議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願いを申し上げ、本案の趣旨説明といたします。

南正紀議長 説明を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(質 疑)

南正紀議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南正紀議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

南正紀議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 私は議会議案 発議第 2 号 緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書についてについて反対の立場から討論を行います。

法律に基づく緊急事態宣言と憲法に緊急事態条項を創設することは全く違います。憲法に緊急事態条項を設けることは憲法のない状態を作り出すということで内閣に権力を集中する、いわゆる独裁体制を作ることにほかなりません。これは党派を超えて逆に止めなければならないと思います。すでに災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、新型コロナ特措法など憲法の下で法制度と体制が整備されています。今の法律で十分対応できない場合は法律を改正すれば済みます。なににより必要なのは事前の災害事故対策、感染症対策を十分行うとともに既存の制度を最大限活用することです。趣旨説明で言われるところのより重大な緊急事態に対応できる国づくりに向け、国会での議論を求めるという事は、明日からの参院選での

選挙公約にもあるように憲法9条に自衛隊を書き込んで集団的自衛権行使として海外で日本の若者自衛隊員を米軍と一緒に戦わせることと一体に、そのようなときに反対の声や行動をあらかじめ抑え込むことができるようにしておこうという狙いがあると読み取れます。極めて恐ろしいことでもあります。したがってそのようなことに繋がる緊急事態条項の議論促進を求める本意見書の万が一の採択は本町議会の歴史に汚点を刻むことになってしまいます。

よって議員各位におかれましては特段の慎重なるご判断をいただきますようお願いを申し上げます。私の反対討論といたします。

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

南正紀議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

議員提出 発議第2号 緊急事態条項に関する国会審議を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

南正紀議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、越後敏明君ほか2名から提出のありました発議第3号を、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

9番 越後敏明君。

越後敏明議員 はい、議長。

9番 越後敏明です。

発議第3号 地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の創設を求める意

見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

たばこ税は、国、地方合わせて毎年2兆円を超える貴重な財源であります。また、本県においては、県と市町を合わせて年間80億円以上の地方たばこ税収入があり、県民の生活に大きく役立てられております。

しかしながら、喫煙規制の強化や度重なるたばこ税の増税などにより、販売店の売上げは激減し、大きな影響を受けているほか、飲食宿泊サービス業においては、分煙環境整備に多大な負担を生じています。

令和2年4月に全面施行された改正健康増進法の趣旨は、望まない受動喫煙を防止することであり、分煙環境の整備を推進することは、喫煙者非喫煙者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現につながるものであります。

よって、国におかれては、望まない受動喫煙を防止し、喫煙者と非喫煙者が共存できる社会を実現するため、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の創設に取り組むよう、強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国に対して本意見書を提出するように求めるものであります。

議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、本案の趣旨説明といたします。

南正紀議長 説明を終わります。

(質 疑)

南正紀議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

南正紀議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南正紀議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南正紀議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

議員提出 発議第3号 地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の創設を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

南正紀議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

南正紀議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和4年第2回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時44分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第13号

陳情について

- ①国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
- ②女性トイレの維持及びその安全安心の確保について
- ③沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情
- ④中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することの要望

2 議長報告第14号

委員会審査報告書

3 議長報告第15号

閉会中の継続調査について

4 議長報告第16号

入札結果調書について

(令和4年6月8日 22件)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 南 正 紀

志賀町議会議員 南 政 夫

志賀町議会議員 越 後 敏 明